

2020年（令和2年）10月8日

公益財団法人藤沢市まちづくり協会
理事長 井出 秀治 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）9月25日付けで諮問（第1038号）された藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、捜査のため、鵜沼海岸駅自転車等駐車場に設置している防犯カメラの画像データの照会がなされた。

鵜沼海岸駅自転車等駐車場の防犯カメラ設置については、2008年（平成20年）11月13日付けで答申（第350号）を受けており、防犯カメラの設置場所あるいはその付近において、自転車、原動機付自転車若しくは自動二輪車の盗難が行われた場合に限り、審議会に諮問の手続を経なくとも包括的に目的外提供及び本人通知の省略をすることができるが、本件は包括的な取扱いを踏まえて規定したガイドラインによる目的外提供をすることができる事例に該当しないことから、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラの画像デー

タを目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

鵜沼海岸駅自転車等駐車場内の屋外に設置した防犯カメラ3台の2020年(令和2年)8月26日午後2時00分から同日午後9時00分までの画像データ

なお、画像データの提供に当たっては、神奈川県藤沢警察署司法警察員による2020年(令和2年)8月26日午後2時00分から同日午後9時00分までの画像データの確認を経て、当該司法警察員が必要と判断し、実施機関が適当と認めた部分のみを選択し、電子媒体(USBメモリ)に保存し、提供することとする。

イ 画像データの提供方法

ハードディスクに記録されている画像データを電子媒体(USBメモリ)で提供する。

また、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した書面を交付する。

ウ 目的外の提供先

神奈川県藤沢警察署司法警察員

エ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

オ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、公共の福祉を維持するための必要な捜査であることから、正当性及び公益性が認められる。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の目的外提供に係る個人情報の照会は、当該自転車等駐車場を管理する指定管理者である、公益財団法人藤沢市まちづくり協会に対してなされたものであり、照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、鵜沼海岸付近で窃盗事件が発生し、被疑者が盗んだバッグ等を持ったまま自転車に乗り、移動していることから、現場周辺の防犯カメラを確認したところ、鵜沼海岸から鵜沼海岸駅方面に服装を変えて複数回移動していることが分かった。被疑者が移動している時間帯が昼間や夜間など幅が広いため、長時間の防犯カメラ画像を確認し、

盗んだバッグ等をどこかに隠したり、財布だけを抜き取り、バッグ等を捨てている等の決定的な証拠となり得るため確認したい、とのことであった。

以上のことから、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うに当たり、当該照会の正当性及び公益性が認められる本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は、当該個人情報の帰属する本人に対して、あらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、画像データで確認される個人を特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを照合元に確認していることから、本件に係る本人通知を省略する合理的理由があると判断する。

(4) 目的外に提供する時期

2020年（令和2年）10月8日以降

(5) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書（写し）

イ 防犯カメラ位置図

ウ 回答書案

エ 公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準

オ 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、本件照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、鵜沼海岸付近で窃盗事件が発生し、被疑者が盗んだバッグ等を持ったまま自転車に乗り、移動していることから、現場周辺の防犯カメラを確認したところ、鵜沼海岸から鵜沼海岸駅方面に服装を変えて複数回移動していることが分かった。被疑者が移動している時間帯が昼間や夜間など幅が広いため、長時間の防犯カメラ画像を確認し、盗んだバッグ等をどこかに隠したり、財布だけを抜き取り、バッグ等を捨てている等の決定的な証拠となり得るため確認したい、とのことである。

公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うに当たり、当該照会の正当性及び公益性が認められる本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。
(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

個人情報を目的外に提供する場合、本来は、当該個人情報の帰属する本人に対して、あらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、画像データで確認される個人を特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを照合元に確認していることから、本件に係る本人通知を省略する合理的理由があると判断する。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上